神教委環第 631 号
2026 年 9 月 9 日

神戸市校区調整審議会会長　様

神戸市教育委員会
教育長　福本　靖

2026 年度小・中学校の校区の調整について（諮問）

北区の中学校、須磨区の中学校及び垂水区の小・中学校の校区調整について、
次のとおり諮問します。

１　北区における指定学校の変更を認める地区の指定について

（１）校区の調整を行う関係学校

桜の宮中学校・大原中学校

（２）調整内容

桜の宮中学校校区について、大原中学校への指定学校の変更を認める地区に指定する。

（３）実施期間

2027 年４月１日から 2028 年３月 31 日

（４）対象者

対象地区の１・２年の生徒

２　須磨区における指定学校の変更を認める地区の指定について

（１）校区の調整を行う関係学校

須磨北中学校・白川台中学校

（２）調整内容

須磨北中学校校区のうち、白川台３・４・６丁目について、白川台中学校への指定学校の変更を認める地区に指定する。

（３）実施期間

2027 年４月１日から指定学校の変更を認める地区の指定を解除するまでの間

（４）対象者

対象地区の全学年の生徒

3　垂水区における指定学校の変更を認める地区の指定について

（1）校区の調整を行う関係学校

東舞子小学校・千代が丘小学校・舞子小学校・歌敷山中学校・舞子中学校

（2）調整内容

東舞子小学校校区のうち、星陵台１～４丁目について、千代が丘小学校への指定学校の変更を認める地区に、舞子台８丁目について、舞子小学校・舞子中学校への指定学校の変更を認める地区に、それぞれ指定する。

（3）実施時期

2027 年４月１日から指定学校の変更を認める地区の指定を解除するまでの間

（4）対象者

対象地区の全学年の児童生徒